

# 会 議 録

## 1 会議名

令和3年度第1回北諏訪区地域協議会

## 2 議題（公開・非公開の別）

### 【協議事項】

令和3年度地域活動支援事業について（公開）

## 3 開催日時

令和3年5月27日（木）午後6時30分から午後7時22分

## 4 開催場所

上越市立北諏訪地区公民館

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員： 白木朝雄（会長）、高橋和彦（副会長）、浦壁隆一郎、大瀧修一、  
久保田直美、澤海雄一、高橋礼子、松矢 茂、室岡由美子  
（欠席者3名）

・事務局： 北部まちづくりセンター：中村センター長、小川係長、千田主任

## 8 発言の内容

### 【中村センター長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

### 【白木会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：久保田委員、澤海委員に依頼

議題【協議事項】 令和3年度地域活動支援事業について、提案状況及び本日の審査の

進め方について事務局へ説明を求める

【小川係長】

- ・当日配付資料No.1 「令和3年度 北諏訪区地域活動支援事業提案書 受付一覧」に基づき説明

【白木会長】

では、これより各団体から説明を受ける。

最初に「No.5 北諏訪地区の子ども達に伝統文化の茶道を教える事業」について、提案者へ補足説明を求める。

【提案No.5 北諏訪地区の子ども達に伝統文化の茶道を教える事業提案者】

- ・提案書に基づき補足説明

【白木会長】

提案者の説明に対し質疑を求める。

【澤海委員】

文化祭での茶会はないということだが、消耗品は今年度どうしても必要なものか。

【提案No.5 北諏訪地区の子ども達に伝統文化の茶道を教える事業提案者】

お道具は一昨年までに用意していただいたので、消耗品だけお願いしたい。

【澤海委員】

文化祭ではやらないが、稽古はやるということか。

【提案No.5 北諏訪地区の子ども達に伝統文化の茶道を教える事業提案者】

そうである。

【白木会長】

他に質疑はなく終了とする。

— 提案者退室 —

次に「No.2 直江津東地域学校教育・家庭教育支援事業」「No.3 直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業」について、提案者へ補足説明を求める。

【提案No.2 直江津東地域学校教育・家庭教育支援事業、No.3 直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業提案者】

- ・提案書に基づき補足説明

【白木会長】

提案者の説明に対し質疑等はないため終了とする。

— 提案者退室 —

次に「No.4 北諏訪地区の小学生女子健全育成事業」について、提案者へ補足説明を求める。

【提案No.4 北諏訪地区の小学生女子健全育成事業提案者】

・補足説明なし。

【白木会長】

提案者に対し質疑を求める。

【澤海委員】

北諏訪小学校にある道具では足りないということか。

【提案No.4 北諏訪地区の小学生女子健全育成事業提案者】

子供が使うに際して、ポールのカバーが学校にはない。そういうものを今回あわせて買いたい。学校に置いてある、ネットのロープがワイヤーのものになっている。保護者が手伝わないで、小学生の女子だけで準備をするので、今回ワイヤーでない柔らかいものを買わせていただきたい。

学校には、道具を置かせてほしいという話はしてある。

【白木会長】

他に質疑はなく終了とする。

— 提案者退室 —

次に「No.6 北諏訪っ子のびのび育成事業」について、提案者へ補足説明を求める。

【提案No.6 北諏訪っ子のびのび育成事業提案者】

・補足説明なし

【白木会長】

提案者に対し質疑を求めるがなし。

— 提案者退室 —

次に「No.7 北諏訪小学校地域連携活動支援事業」について、提案者に補足説明を求める。

【提案No.7 北諏訪小学校地域連携活動支援事業、提案No.8 直江津東中学校野球部練習環境整備事業提案者】

・提案書に基づき補足説明

【白木会長】

提案者の説明に対し質疑を求める。

**【澤海委員】**

No.8の北諏訪区の補助額が3万3,000円となっているが、他の地区との割合はどのようにお考えか。

**【提案No.7 北諏訪小学校地域連携活動支援事業、提案No.8 直江津東中学校野球部練習環境整備事業提案者】**

収支計画の説明欄で、有田区、保倉区、北諏訪区と分けてある。これは直東学園の運営協議会が、各区に事業提案をしている人数割合を使って、金額の計算をしている。

**【白木会長】**

他に質疑はなく終了とする。

— 提案者退室 —

次に「No.11 地域コミュニティ活性化事業」について、提案者へ補足説明を求める。

**【提案No.11 地域コミュニティ活性化事業提案者】**

- ・提案書に基づき補足説明

**【白木会長】**

提案者の説明に対し質疑を求める。

**【大瀧修一委員】**

卓球台は全部で4台あり、ボールネットも4台分あるのか。

**【提案No.11 地域コミュニティ活性化事業提案者】**

4台あるが、1mぐらいの短いものである。4台使っているが間が空くので、少し長いフェンスを補充したい。

**【白木会長】**

他に質疑はなく終了とする。

— 提案者退室 —

次に「No.1 北諏訪まちづくり振興会活動PR事業」「No.9 北諏訪まちづくり振興会活動整備促進事業」「No.10 北諏訪を花で飾る事業」について提案者へ補足説明を求める。

**【提案No.1 北諏訪まちづくり振興会活動PR事業、提案No.9 北諏訪まちづくり振興会活動整備促進事業、提案No.10 北諏訪を花で飾る事業提案者】**

- ・提案書に基づき補足説明

## 【白木会長】

提案者の説明に対し質疑を求めるがなし。

— 提案者退室 —

以上でヒアリングを終了とする。

これから提案があったものに対し、委員協議を行う。

最初に「No. 1 北諏訪まちづくり振興会活動PR事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No. 2 直江津東地域学校教育・家庭教育支援事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No. 3 直江津東中学校区小・中学生キャリア教育支援事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No. 4 北諏訪地区の小学生女子健全育成事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No. 5 北諏訪地区の子ども達に伝統文化の茶道を教える事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No. 6 北諏訪っ子のびのび育成事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No.7 北諏訪小学校地域連携活動支援事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No.8 直江津東中学校野球部練習環境整備事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No.9 北諏訪まちづくり振興会活動整備促進事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No.10 北諏訪を花で飾る事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

次に「No.11 地域コミュニティ活性化事業」について、質疑を求めるがなし。採択に賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

では、採択とする。

以上で、協議事項については終了とする。

次に「追加募集の実施について」事務局より説明を求める。

**【小川係長】**

採択審査の結果、採択額は341万1,000円となり、残額は148万9,000円となった。追加募集の実施について協議をお願いします。

**【白木会長】**

追加募集を行うか意見を求める。

- ・追加募集を行うことで委員から同意を得る。

では、追加募集の期間について再度事務局へ説明を求める。

**【小川係長】**

- ・ 6月25日発行の広報上越に併せて周知したい
- ・ 募集期間の事務局案：7月1日（木）から7月21日（水）まで

【白木会長】

- ・ 協議の結果、募集期間は7月1日（木）から7月21日（水）までにすることで委員から同意を得る。

次に「その他」について、事務局へ説明を求める。

【小川係長】

次回の協議会は、8月頃の開催となる予定である。開催日は会長と日程調整し、皆さんに開催日をお伝えしたい。

【白木会長】

他に何かあるか。

【澤海委員】

採択された事業だが、補助決定と補助金が入る時期はいつ頃か。

【小川係長】

今回、採択した結果をもとに、こちらで採択の決定通知を各団体に出し、補助金の交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定となる。地域活動支援事業は、提案後、提案書の提出日以降に実施していただいた事業も対象になる。補助金の支払いは、事業を実施し、実績報告後の支払いが原則になるが、地域活動支援事業の活動を実施するにあたって、お金が先に必要なものについては、概算払いができるので、収支計画を出していただければ、先にお支払いすることもできる。

【白木会長】

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL：025-531-1337

E-mail：hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。